

# 住宅用火災警報器の設置率等 と推進状況等について

1. 設置率等の現状
2. 消防庁の最近の取組み
3. 参考資料

# 1. 設置率等の現状

## 全国

**設置率81.2% 条例適合率66.5%**

※平成27年6月1日時点では、設置率81.0%、条例適合率66.4%

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合

(参考)平成29年度から作動確認等を調査項目に追加予定

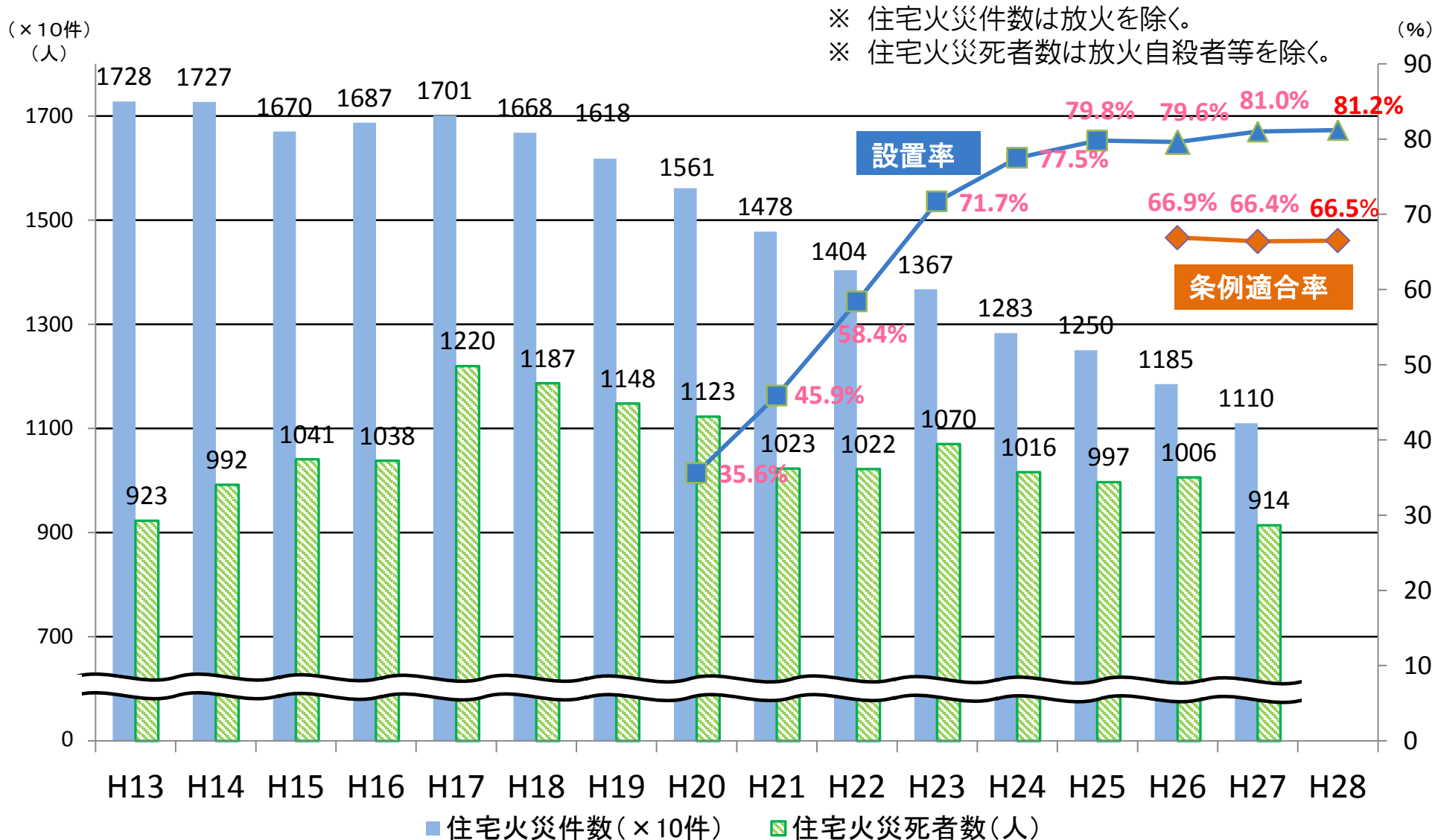
問 最近半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

1. 実施 2. 未実施 3. 不明

問 作動確認の結果はどうでしたか。

1. 異常なし 2. 電池切れ・故障 3. 不明

# 住警器の普及と住宅火災の状況

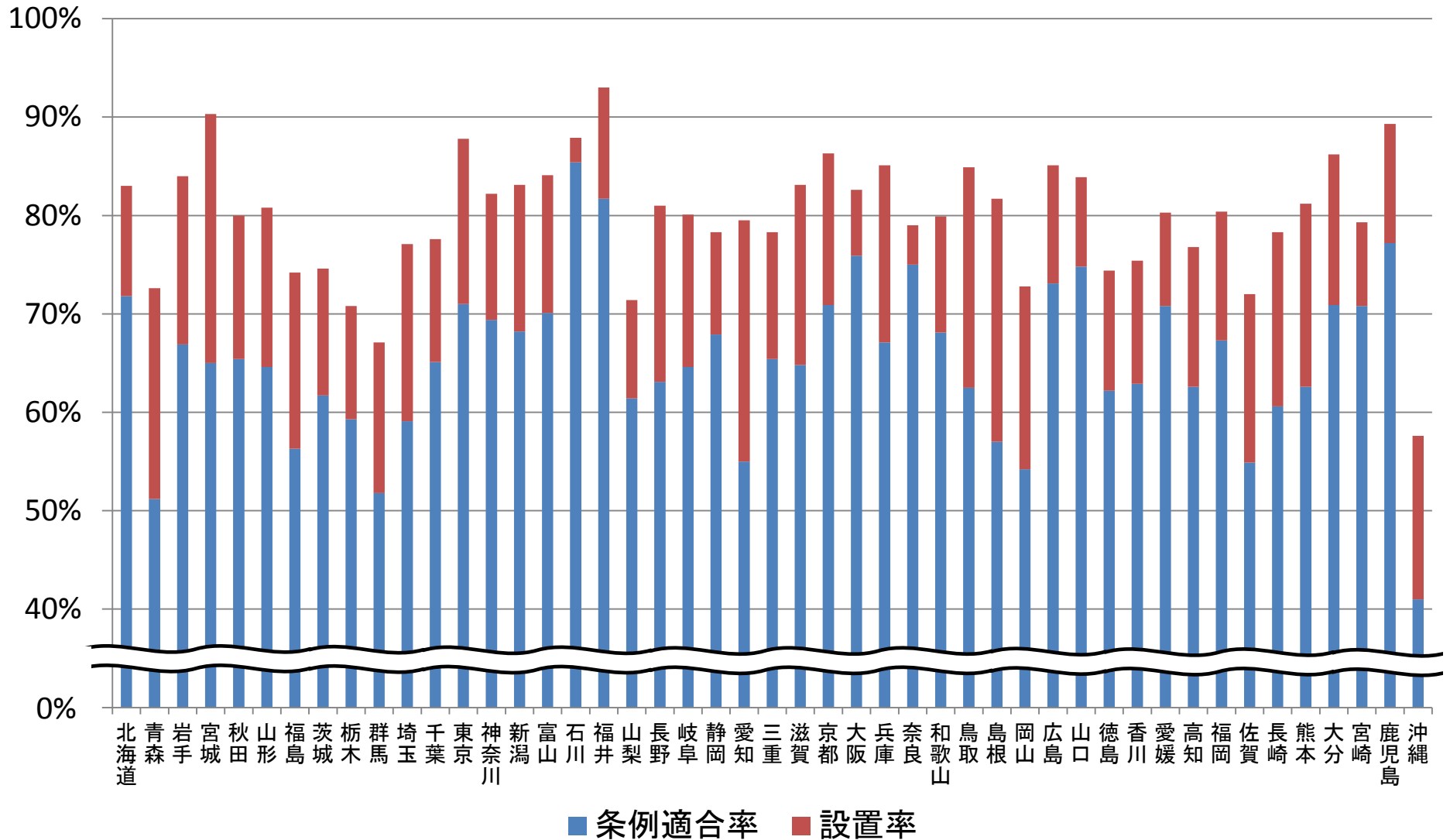


# 住宅用火災警報器の設置率等(平成28年6月1日時点)

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.2%	66.5%	三重	78.3% (31)	65.4% (22)
北海道	83.0% (16)	71.8% (8)	滋賀	83.1% (14)	64.8% (26)
青森	72.6% (42)	51.2% (46)	京都	86.3% (6)	70.9% (10)
岩手	84.0% (12)	66.9% (21)	大阪	82.6% (17)	75.9% (4)
宮城	90.3% (2)	65.0% (25)	兵庫	85.1% (8)	67.1% (20)
秋田	80.0% (26)	65.4% (22)	奈良	79.0% (30)	75.0% (5)
山形	80.8% (22)	64.6% (27)	和歌山	79.9% (27)	68.1% (17)
福島	74.2% (40)	56.3% (41)	鳥取	84.9% (10)	62.5% (33)
茨城	74.6% (38)	61.7% (35)	島根	81.7% (19)	57.0% (40)
栃木	70.8% (45)	59.3% (38)	岡山	72.8% (41)	54.2% (44)
群馬	67.1% (46)	51.8% (45)	広島	85.1% (8)	73.1% (7)
埼玉	77.1% (35)	59.1% (39)	山口	83.9% (13)	74.8% (6)
千葉	77.6% (34)	65.1% (24)	徳島	74.4% (39)	62.2% (34)
東京	87.8% (5)	71.0% (9)	香川	75.4% (37)	62.9% (30)
神奈川	82.2% (18)	69.4% (15)	愛媛	80.3% (24)	70.8% (12)
新潟	83.1% (14)	68.2% (16)	高知	76.8% (36)	62.6% (31)
富山	84.1% (11)	70.1% (14)	福岡	80.4% (23)	67.3% (19)
石川	87.9% (4)	85.4% (1)	佐賀	72.0% (43)	54.9% (43)
福井	93.0% (1)	81.7% (2)	長崎	78.3% (31)	60.6% (37)
山梨	71.4% (44)	61.4% (36)	熊本	81.2% (20)	62.6% (31)
長野	81.0% (21)	63.1% (29)	大分	86.2% (7)	70.9% (10)
岐阜	80.1% (25)	64.6% (27)	宮崎	79.3% (29)	70.8% (12)
静岡	78.3% (31)	67.9% (18)	鹿児島	89.3% (3)	77.2% (3)
愛知	79.5% (28)	55.0% (42)	沖縄	57.6% (47)	41.0% (47)

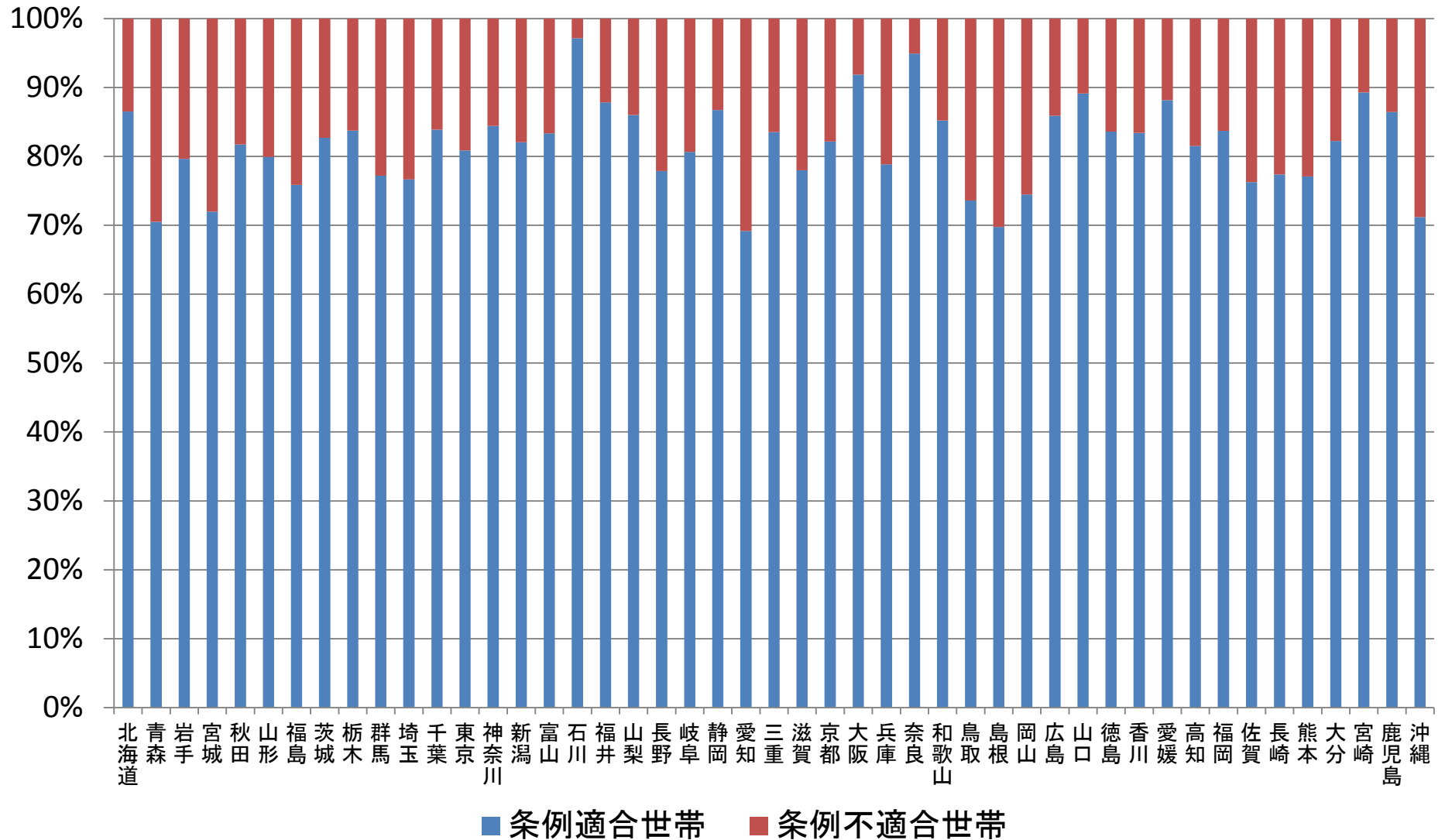
( )内は、設置率が高い都道府県から順に番号を付している。

# 都道府県別の設置率と条例適合率 (平成28年6月1日時点)



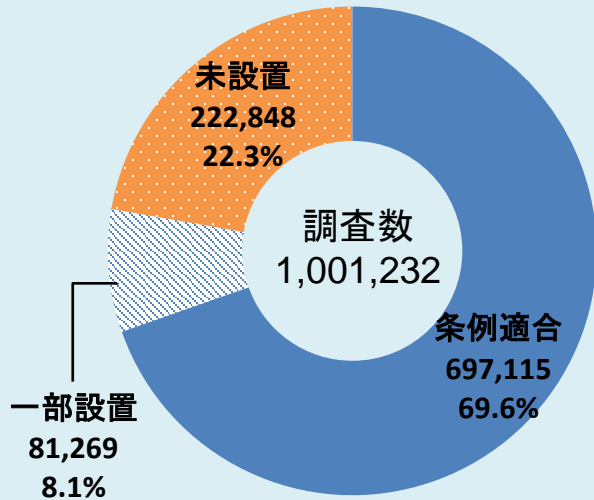
# 都道府県別の設置世帯に占める条例適合世帯の割合

(平成28年6月1日時点)

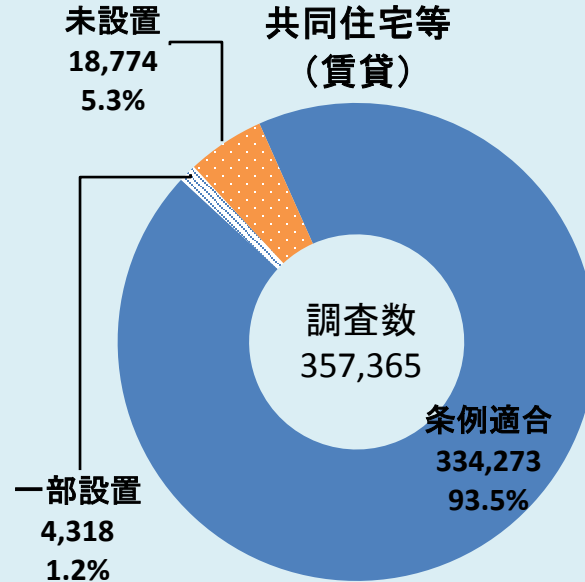


# 住戸区分ごとの設置状況

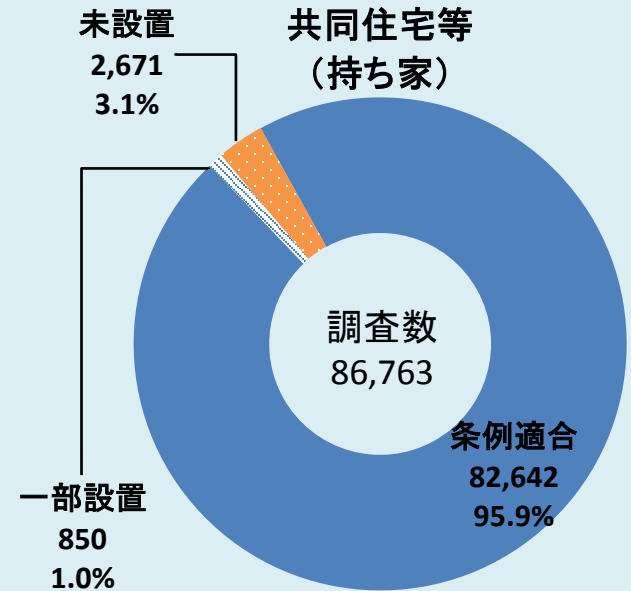
一戸建て



共同住宅等  
(賃貸)

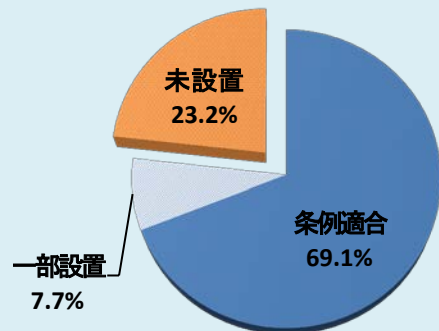


共同住宅等  
(持ち家)

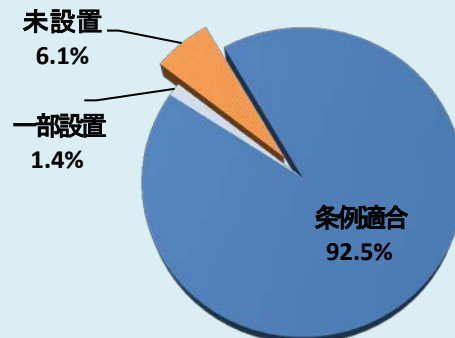


## 《参考》平成27年6月1日時点の調査結果

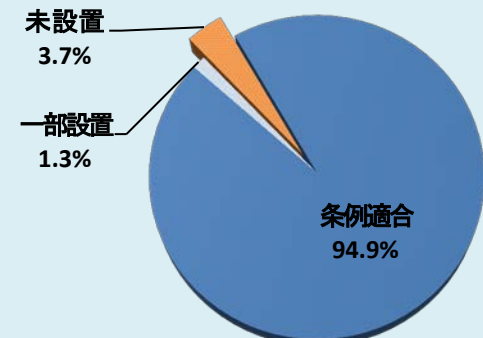
一戸建て



共同住宅等  
(賃貸)



共同住宅等  
(賃貸)





## 設置率・条例適合率の高い地域における取組み①

### 福井県(設置率:93.0% 条例適合率:81.7%)

- ◎県内の全消防本部が全戸調査を実施し、平成25年には全消防本部で全戸調査終了。
- ◎全戸調査は、職員、消防団員、女性(婦人)防火クラブ等が協力して実施。
- ◎住警器の共同購入も推進しており、職員等が各地区に出向いて説明会等を実施。
- ◎住宅地図に色を塗り、一目で未設置世帯が分かるようにしている。
- ◎火災予防運動時には、未設置世帯を重点的に訪問。

### 石川県(設置率:87.9% 条例適合率:85.4%)

- ◎火災予防運動時に県の統一広報標語を定め、マスメディアや街頭活動など様々な場面で適切な場所への設置促進を集中的に呼びかける県内一斉広報キャンペーンを実施。
- ◎平成27年度から、県内一斉広報キャンペーンの広報項目に「高齢者世帯への全戸訪問」を加え、特に設置率が低調と考えられる高齢者への広報を強化。

### 鹿児島県(設置率:89.3% 条例適合率:77.2%)

- ◎戸別訪問等による設置促進・維持管理の広報のほか、一部の消防本部では住宅用火災警報器の設置世帯に維持管理カードを配付。
- ◎県では設置促進・維持管理を記載した「住宅防火だより」を作成し、関係団体や各消防本部へ配付するとともに、コンビニエンスストアや大型物販店に掲示。

## 設置率・条例適合率の高い地域における取組み②

### 高山市消防本部(設置率:96% 条例適合率:95%)

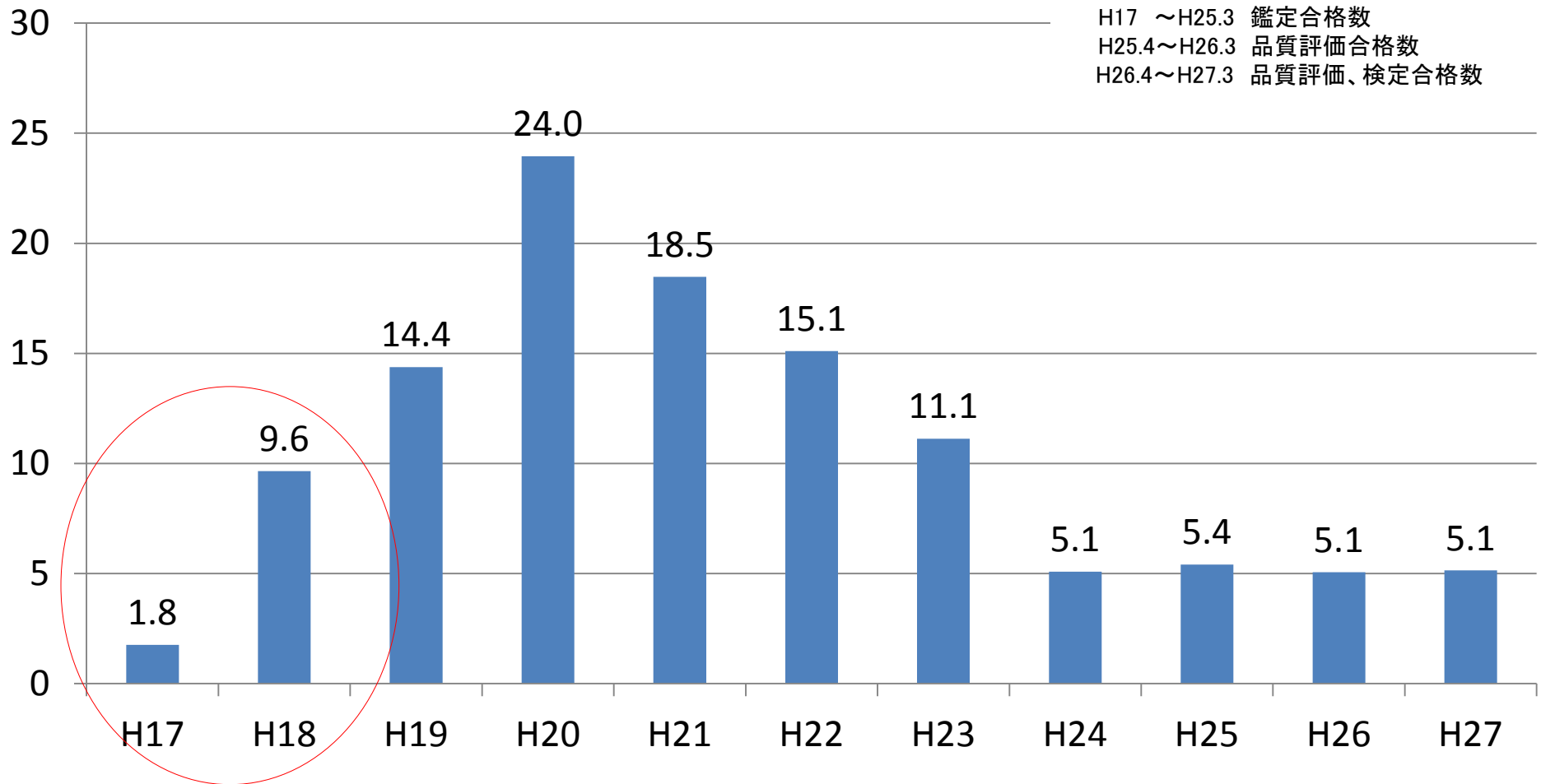
- ◎火災予防条例に住宅用火災警報器の設置届を規定。
- ◎設置届の提出時に受付処理をするとともに住宅地図の塗りつぶしを実施。
- ◎平成24年度に未設置リストを作成し、設置率の低い地区は消防団が戸別訪問により、その他の地区は職員が電話により設置を指導。
- ◎平成25年度は、共同住宅の所有者及び不動産管理会社に対して設置を指導。
- ◎現在は、年2回の高齢宅の防火訪問時に設置促進及び維持管理を指導。

### 熊本市消防局(設置率:90% 条例適合率87%)

- ◎平成22年に職員1人あたり20戸・3回の訪問指導を実施(管轄世帯の11%、3万4千世帯)。
- ◎訪問に際しては、事前に市の広報誌やテレビ、ラジオ等のメディアや、自治会長あてに調査協力・回覧広報の依頼を実施し、訪問日時や職員の服装、聞き取り調査の内容等を明示することで、住民への理解を求めた。
- ◎訪問は住民が在宅している可能性が高い、土曜日曜の午前中に設定。
- ◎未設置世帯等の状況は、各種イベントでのアンケートや消防庁通知に基づく設置率調査の訪問結果を元に、新築世帯の増加率や世帯数の増減等を加味して分析。
- ◎その他、各種イベント、訓練等の機会や各広報媒体を利用し、広報活動を実施。

# 住宅用火災警報器の検定等の合格台数

(百万台)



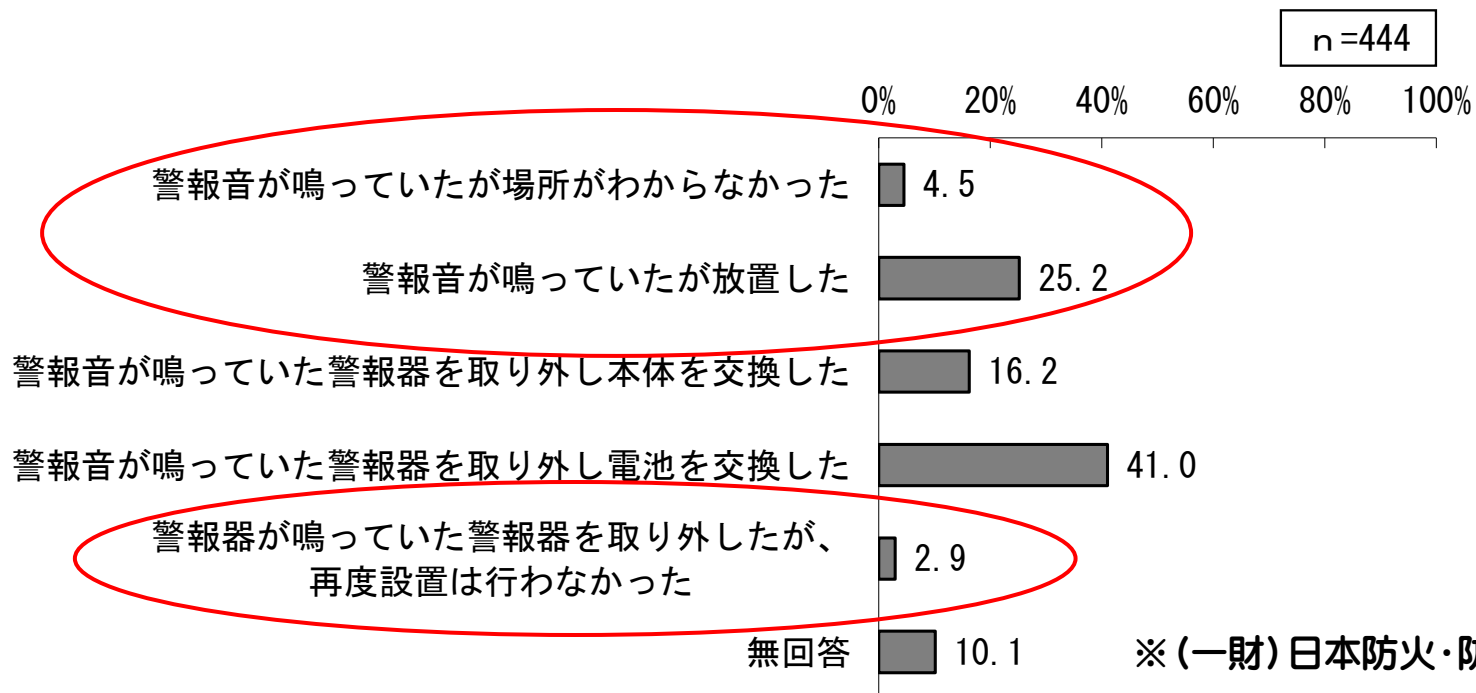
◎ 平成28年度に約1100万台の住警器が検定等合格後10年を経過。今後数年以内にピーク。

◎ 設置率等の調査とあわせて実施した維持管理状況の調査では、最近作動確認を行った世帯の約2% (任意調査のため数値は参考値)で住警器の電池切れや故障が確認された。

# 電池切れの際の対応

住宅用火災警報器の故障・電池切れの際の対応について（回答：444件）

- 「警報音が鳴ったことがある」と回答した方（n=444）の住宅用火災警報器の故障・電池切れの際の対応については、
- 「警報音が鳴っていた警報器を取り外し電池を交換した」（41.0%）
  - 「警報音が鳴っていたが放置した」（25.2%）
  - 「警報音が鳴っていた警報器を取り外し本体を交換した」（16.2%）

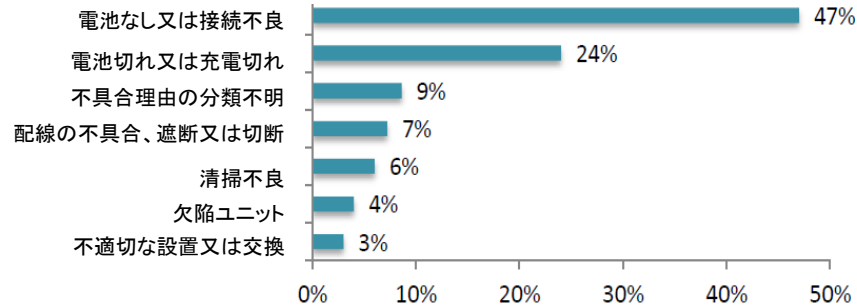


※（一財）日本防火・防災協会調べ（平成26年）

# 住警器が作動しない要因とその影響

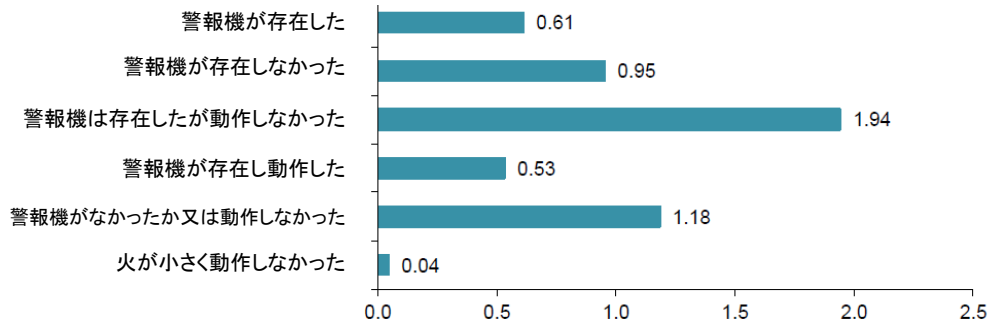
出典：NFPALレポート「住宅火災における住警器」(Marty Ahrens, 2014年3月)

通報のあった住宅火災において煙警報器が動作しなかった理由 2009-2013



住警器が作動しなかったケースの約7割は、適切に電池がセットされていたれば防げたものであった。

通報のあった住宅火災100件あたりの死亡率煙警報器の状態別 2009-2013



Source: NFIRS 5.0 and NFPA survey.

住警器が設置されているが、作動しなかった住宅における死亡率(火災100件当たりの死者数)が最も高かった。

※ (同レポートでは、)住宅火災で亡くなった人々の3分の2が煙感知器を設置していなかったか、バッテリー不足(アメリカではまだ乾電池(1年もの)で働く煙感知が多く残っている)もしくは故障であった。

日本防災協会「防災ニュース」(2016年7月NO.207)

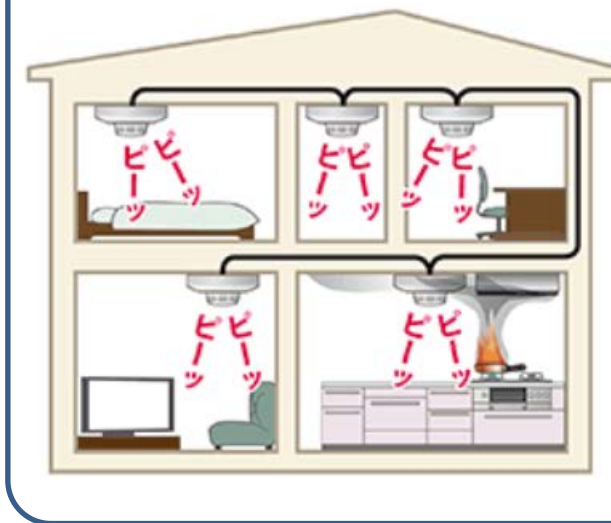
# 連動型 住宅用火災警報器

## 単独型

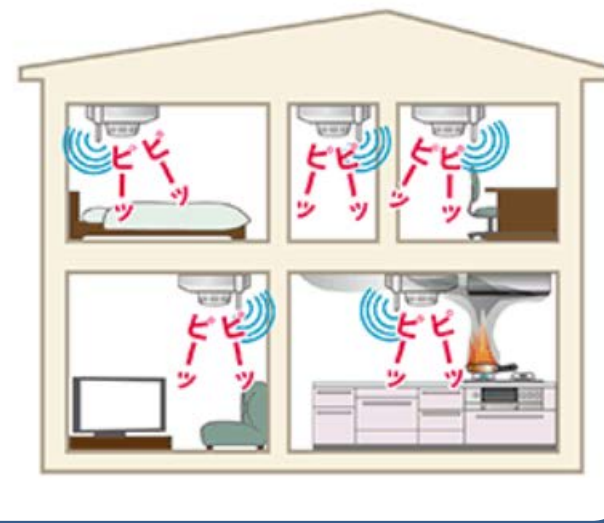


## 連動型

(有線式)



(無線式)



### (連動型の特徴)

- 火災を感知すると他の居室に設置された警報器も連動して警報を発する。
- 「単独型」より、さらに火災の早期発見・早期対応に効果的。

### (奏功事例)

- 1階居間でテレビを見ていたところ連動型住宅用火災警報器の警報音が鳴ったため、各居室を確認すると、1階寝室の布団が燃えていた。その部屋にいた親とともに外へ避難し大事に至らずに済んだ。
- 1階に設置されている連動型住宅用火災警報器が煙を感知。2階で就寝中の居住者が警報音で火災に気づき、その後、1階から蛍光灯が割れる音と異臭がしたため119番通報した。

# 住宅用火災警報器が設置された部屋以外では警報音は大きく減衰

出典：住宅用火災警報器の設置について(平成23年5月12日 国民生活センター報道発表資料)

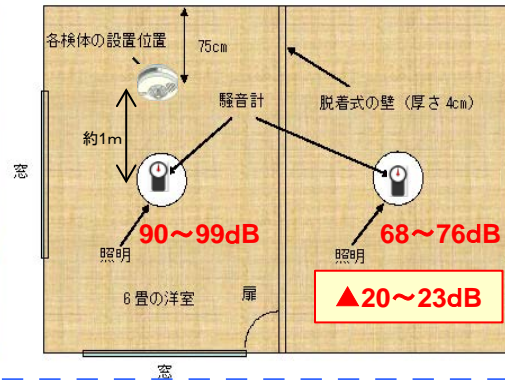
- ◎警報器と同室での警報音量は90～100dB程度で、警報器を設置していない側の部屋では、警報音が20～23dB程度減衰し、警報器から隔てられる壁の数によって音の減衰が大きくなることが確認されている。
- ◎廊下を隔てた隣室では、警報音量が55～60dB程度となり、距離1mでの普通会話(60dB)と同程度。これは、周囲に音がほとんどなければ警報音を認識できると考えられるが、テレビ・音楽などの外部の音が存在する環境下や睡眠時などでは警報音に気づきにくい可能性が考えられる。
- ◎住宅では、家具の配置や壁の遮音性能の違いのほか、扉や窓の開閉状態などによって警報音がより減衰することも考えられる。

## 条件1

テストの様子



試験室のレイアウト

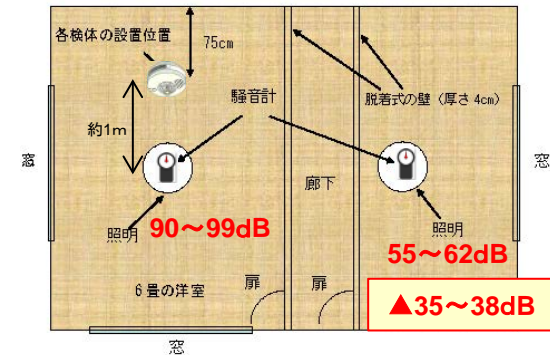


## 条件2

廊下の様子



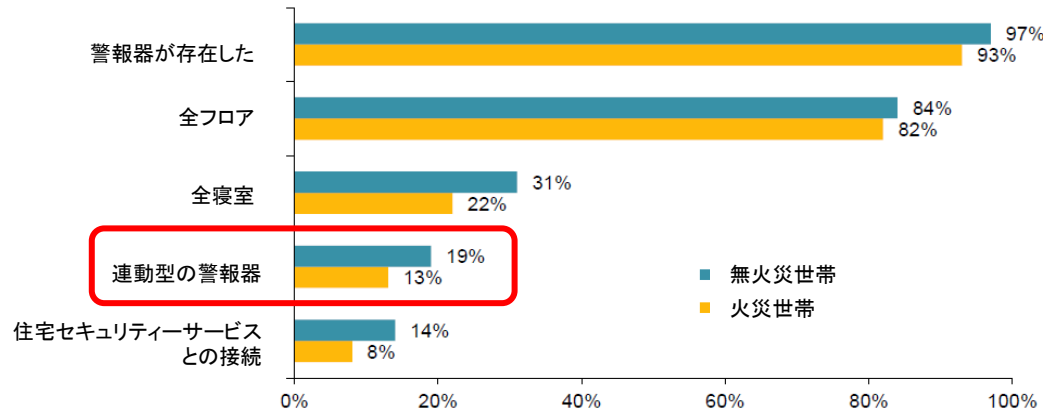
試験室のレイアウト



# 連動型 住宅用火災警報器

出典：NFPALレポート「住宅火災における住警器」(Marty Ahrens, 2014年3月)

CPSC(消費者製品安全委員)の2004-2005年住宅火災調査における  
火災世帯及び無火災世帯の煙警報器の存在及びカバー範囲 2009-2013

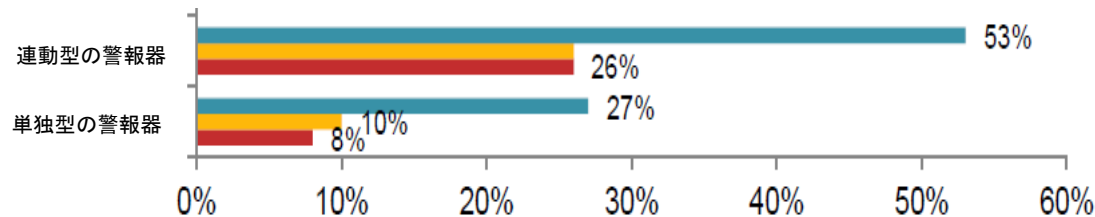


Source: Greene and Andres, 2009.

火災が発生した住宅の13%に連動型の住警器が設置

火災が発生したことの無い住宅の19%に連動型の住警器が設置

通報のなかった住宅火災に関するCPSC(消費者製品安全委員)の  
2004-2005年の調査における煙警報器の動作と有用性



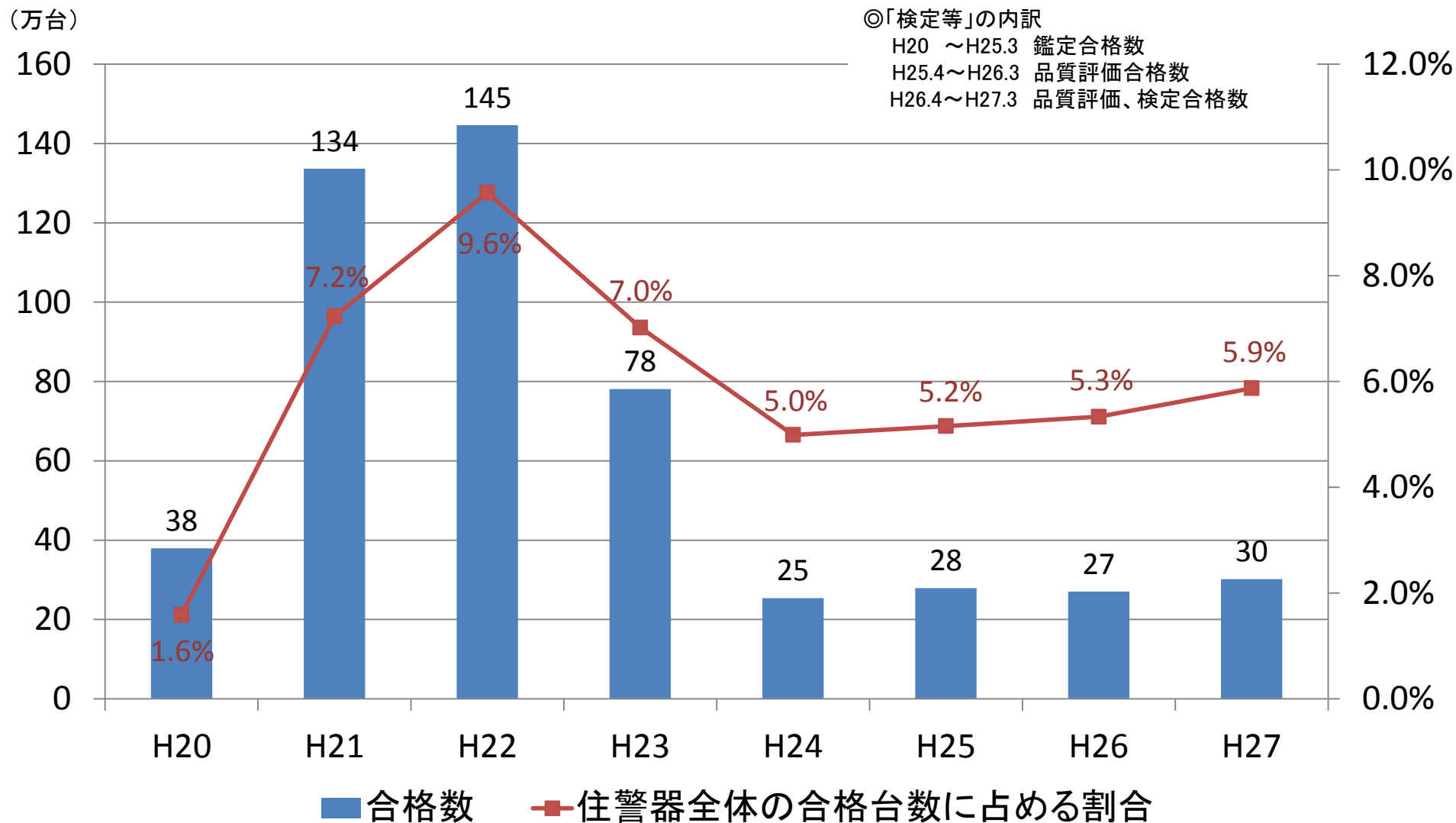
Source: Greene and Andres, 2009, p. 181.

連動型の住警器は、26%(単独型は8%)の火災において、居住者に火災を認知させた唯一のものであった(煙の目視等によっては初期に認知できない火災であった)。

- 鳴った
- 居住者が警告を受け取った
- 居住者に火災を認知させた唯一のものであった



# 各年度の無線連動型の検定等の合格台数



## 2. 消防庁の最近の取組み

# 「住宅用火災報知器設置対策基本方針」の改正

## 「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定の経緯

消防庁では、住警器の設置を推進するため、平成20年に、国、地方及び関係業界(団体)等からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、同会議において「住宅用火災警報器設置推進基本方針」を決定。

平成23年には、全ての住宅で住警器の設置が義務付けられたことに伴い、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」に改めるとともに、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等の積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等を推進することを定めた「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を決定。

設置義務化からまもなく10年が経過し、住警器の設置促進とともにその維持管理がより重要となること、住宅火災による死者の高齢化等の状況を踏まえ、平成27年9月に「設置対策会議」において基本方針の改正を決定

## 「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正概要

### (1) 住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器の設置の定着を図ることに加え、火災時における住警器の適正な作動を確保する観点から、住警器の適切な維持管理(※)について広報の強化を図る。

※具体的には、

- 1) 定期的に作動確認を行うこと、
- 2) 自動試験機能や作動確認により機器の異常が判明した場合や、自動試験機能を有さない住警器の交換期限が近くなった場合は、できるだけ速やかに本体を交換すること、
- 3) 電池切れの際に、設置から10年以上が経過している場合は、本体を交換することが望ましいこと 等

### (2) 高齢者世帯への設置の働きかけ

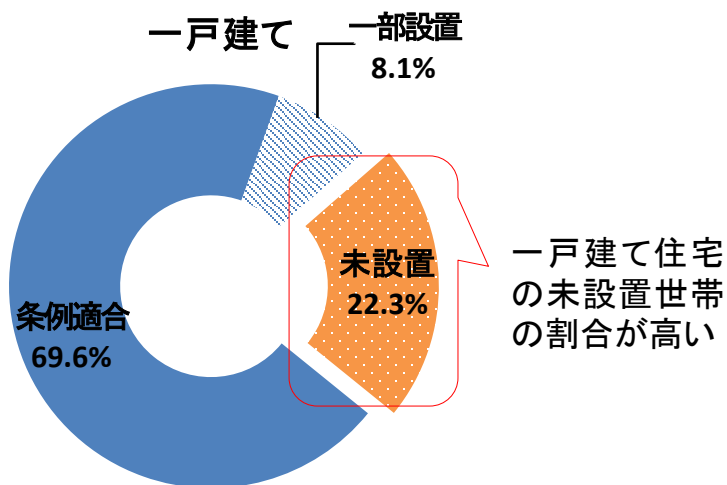
住宅火災により被害を受ける危険性が高い高齢者世帯への住警器の設置の働きかけにあたり、高齢者と日常的に接する機会の多い福祉関係団体等と連携するなど、更なる工夫を行う。

### (3) 条例適合率の改善に向けた取組み

住警器が未設置の世帯のほか、火災予防条例に適合するように設置していない世帯も含め、条例に適合した設置を働きかける。(※H18.6以降の新築住宅では住警器の設置が建築確認の審査項目となっており、未設置住宅等の多くは既存住宅)<sup>19</sup>

# 住宅関係団体との連携

## リフォーム・賃貸関連



一戸建て住宅の未設置世帯の割合が高い

- ◎リフォーム工事受注時に、住警器の設置、点検、交換の必要性を施主に説明してもらうよう依頼。
- ◎賃貸住宅の原状回復時に、住警器の設置、点検、交換の必要性を賃貸住宅所有者に説明してもらうよう依頼。

- (一社)住宅リフォーム推進協議会
- (一社)日本住宅リフォーム産業協会
- (一社)ベターライフリフォーム協議会
- (一社)リノベーション住宅推進協議会
- (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
- (公財)賃貸住宅管理協会
- 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合



## ハウスメーカー関連

- ◎新築住宅10年点検時等に住警器の点検、交換の必要性を建物所有者に説明してもらうよう依頼。

(一社)住宅生産団体連合会

(事業者向け説明資料)

事業者様向け

住宅用火災警報器の定期点検・交換の周知のお願い

消防庁予防課

住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に感知して速やかな避難を流すことにより住宅火災による被害の低減を図ることを目的に、消防法に基づき、すべての寝室等に設置することが義務付けられています。

※ 新築住宅には平成18年6月1日から、既存住宅には平成23年6月までに各市町村の火災予防条例で定める日から設置が義務付けられています。

# マスメディアとの連携

## ケーブルテレビ

平成28年3月に住警器の設置・点検・交換の重要性を広く呼びかけるスポット型の広報用映像を製作。

各消防本部に配布するとともに、日本ケーブルテレビ連盟及び同会員事業者に放映協力を依頼。

広報用映像は活用しやすいよう編集自由度の高い仕様としている。



駅の自由通路(神奈川)(予定)







店舗の電光掲示板(大阪)



ケーブルテレビ(大阪)

【15秒Ver】

	映像	音声	秒数
1	天井に付いている火災警報器から手足が現れ話し出す。 	(警報器くん) 火災の煙は とっても危険。	3" 03
2	部屋の中に煙が広がる様子 (CG) 	(警報器くん) あっという間に 広がるんだ。	2" 29
3	火災実験映像(実写)の マルチ画面に 警報器くん(CG)が重なる  (T) 火事です 火事です	(警報器くん) ぼくが 煙を 感知するよ!  (警報器の音) ピーピー 火事です 火事です	3" 20
4	・実写+テロップ 点検(ボタンを押す/ひもを 引っぱる)/交換の様子を3 面マルチで見せる。 画面の隅には警報器くん。 総務省消防庁ロゴ  (T) 火災警報器は定期的に点検・交換して ね! 電池が切れる前に交換してください	(警報器くん) 火災警報器は 定期的に 点検・交換してね。	5" 08

# 住宅防火・防災キャンペーン

高齢者化の進展により、住宅火災の死者数が増加することが懸念されるため、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、住警器の設置や点検を呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間:9月1日~21日)を実施。



(一社)全国消防機器協会  
(公財)日本防災協会  
(公社)日本通信販売協会  
(一財)日本防火・危機管理促進協会  
(一財)日本繊維製品品質技術センター  
(一社)日本たばこ協会  
(一社)日本介護支援専門員協会  
(一社)日本ドウ・イット・ユアセルフ協会  
日本チェーンストア協会  
日本百貨店協会



## (主な実施内容)

- ・防災製品の売場を特設コーナーとして設営
- ・インターネット通信販売のサイト内にキャンペーンコーナーを設置
- ・百貨店、地元消防本部が連携しフェアを実施
- ・駅掲示板上にキャンペーンポスターを掲示
- ・防災製品の売場や店内掲示板上にキャンペーンポスターを掲示

イオンリテール(株)  
(株)イトーヨーカ堂  
(株)大塚家具  
(株)コメリ  
コーナン商事(株)  
(株)島忠  
(株)ジョイフル本田(瑞穂店)  
(株)そごう・西武  
(株)高島屋(新宿店)  
(株)ディノス・セシール  
東京地下鉄(株)  
(株)ニッセン  
(株)ニトリ  
(株)ビックカメラ  
(株)ユニリビング  
DCMカーマ(株)  
DCMダイキ(株)  
DCMホールディングス(株)  
DCMサンワ(株)  
DCMホームック(株)

# 住宅防火・防災キャンペーンでの連携

## 介護・福祉団体

(一社)日本介護支援専門員協会が発行する介護支援専門員(ケアマネージャー)向けのメールマガジンを活用し、住宅防火・防災キャンペーンを周知。

◆◆◆ ————— 2016.9.1 —————  
一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン

……【 お知らせメニュー 】……◆◆◆

1. 高齢者を火災から守るために(消防庁からのお知らせ)

□近年、住宅火災により、毎年1,000名前後の方が亡くなっています。このうち、約7割が65歳以上の高齢者で、高齢化の進展とともに、この割合がさらに増加することが懸念されます。  
(中略)

○住宅防火対策のポイント

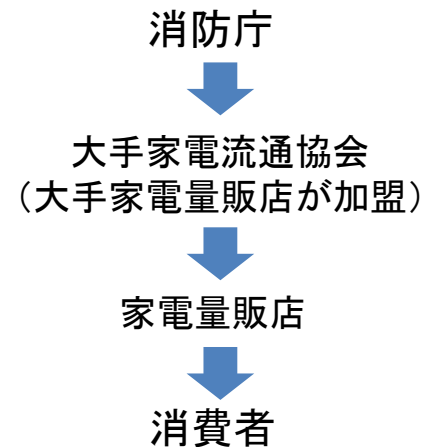
[http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou\\_contents/materials/pdf/30\\_anshinlife.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/pdf/30_anshinlife.pdf)

## 家電量販店団体

売場に防火防災コーナーを設置し、住警器の設置、点検、交換の必要性を消費者へ呼びかけることや、電池交換、機器の買い替えを消費者へ促すよう協力依頼(ビックカメラ)。

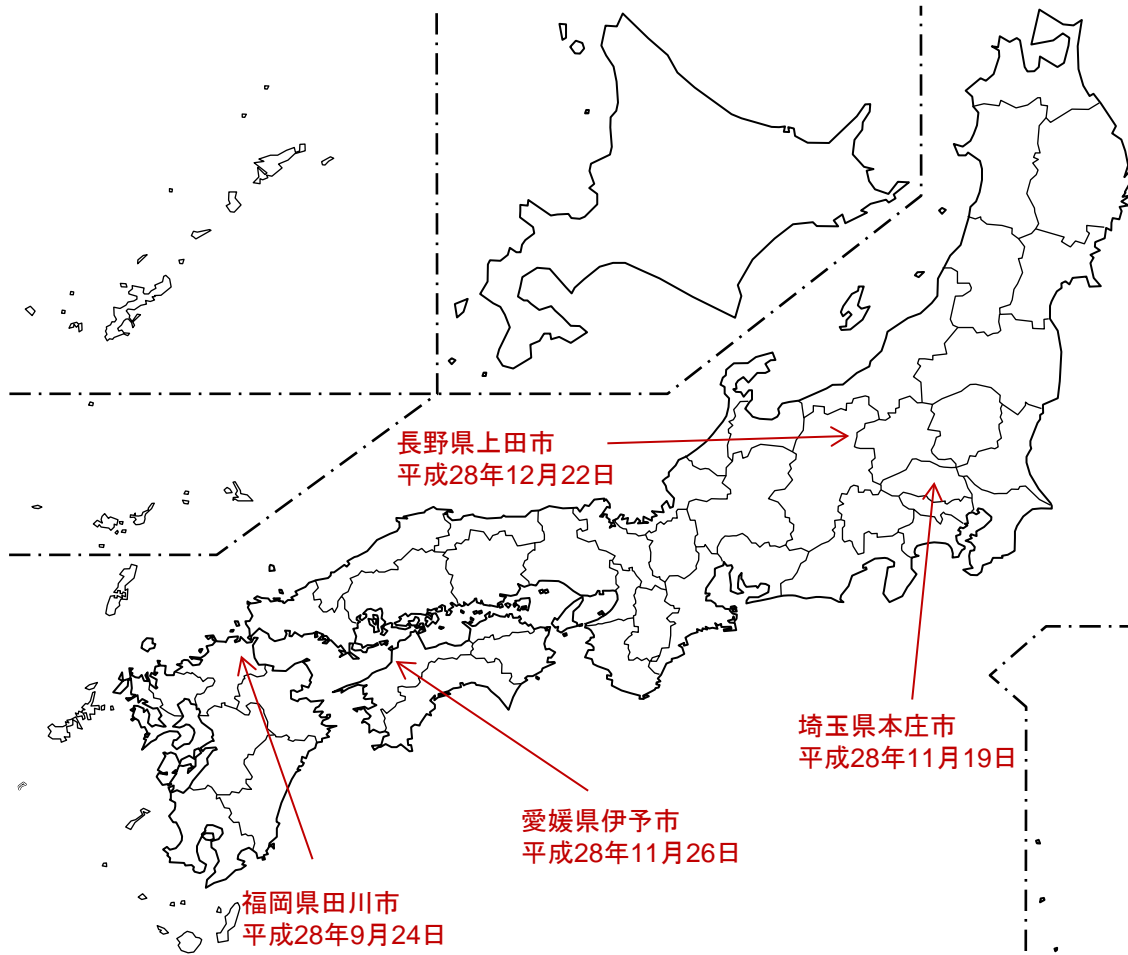
また、大手家電量販店が加盟する大手家電流通協会※に対して協力を打診。

※ エディオン、ケーズホールディングス、上新電機、ノジマ、ビックカメラ、ヤマダ電機が加盟



# 住宅防火防災推進シンポジウム

平成18年度から実施している住宅防火防災推進シンポジウムを今年度は全国4か所(消防庁主催2ヶ所、住宅防火対策推進協議会主催2カ所)で開催。住警器の設置、点検、交換の重要性等について広報を行う。



## 住宅防火防災推進シンポジウム & 消防フェスタ IN 田川

消防庁 FOMA 消防庁  
主催 田川地区消防本部 住宅防火対策推進協議会

参加自由  
入場無料  
手話通訳付

日時 平成28年9月24日(土)  
13:00~16:45

会場 福岡県立大学講堂  
〒825-8585 福岡県田川市伊田4395

時間	内容
13:00	消防フェスタ 工作車展示・様子書・スクット乗車体験・心動機 生クワイア・身体験(10分)
14:00	シンポジウム開催 シンポジウム開催挨拶 小富士 貴 (消防庁予防課課長補佐) 永原 謙二 (消防庁消防組合管理官 大任的長) 二藤 弘人 (消防庁消防組合管理官 田代市長)
14:15	特別講演 菅原 達一 (東京消防庁予防課 東京大学名誉教授)
14:35	ダニエル・カールと一緒の防災対策 ダニエル・カールと一緒の防災対策 住宅防火対策で最も大切なのは、「自分の身は自分で守る」という意識です。 火災の大部分は対策が命を守るため、それぞれしっかりと準備と対策を講じます。 また、我が国は日本大震災が影響しているように、共に助け合うことも重要ですが、私は、自分から、被災者の支援を継続しています。そして、警察に助け合い、被災者の心も支援を継続しています。この機会に、一緒に地域の住宅防火対策を考えたい! (イベント出演者) ダニエル・カール
15:20	休憩
	パネルディスカッション ダニエル・カール 菅原 達一 (東京消防庁予防課 東京大学名誉教授) 小富士 貴 (消防庁予防課 課長補佐) 大塚 健司 (福岡県消防局長 消防団副団長) 平田 篤三郎 (消防庁消防組合管理官) 松岡 久代 (消防庁消防組合管理官 藤原町長) 佐藤 和久 (消防庁消防組合管理官 田代市長)
16:45	閉会

消防フェスタ

ぜひご来場ください  
\*乗車体験については、先着順に対応させていただきます。(14時をもちょうど終了いたします。)  
\*天候、気象等の理由により、対応ができません場合がございます。

お問い合わせは  
田川地区消防本部 予防課  
☎0947-44-6256  
ホームページ: <http://www.tagawa-fk.tokyo.jp/>



# 全国火災予防運動(実施要綱への位置付け)

## 1 住宅防火対策の推進

### (1) 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

(中略)

平成23年9月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が策定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等の方針が示された。また、平成27年9月には、適切な作動を確保するための点検、交換の周知や、高齢者世帯への設置の働きかけ、条例適合率の改善等について改正が行われた。

住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくことが重要である。また、年2回の火災予防運動期間中には、設置された住宅用火災警報器の点検の推奨や経年等により本体内部の電子部品が劣化した住宅用火災警報器の交換を推進するなど、継続的に維持管理していくよう働きかけるとともに、住宅用火災警報器の重要性を再認識する機会となるよう図られたい。

なお、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知に当たっては、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>)や住宅防火対策推進協議会のホームページ(<http://www.jubo.go.jp/>)、(一社)日本火災報知機工業会のホームページ(<http://www.kaho.or.jp/>)に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

# 全国火災予防運動の実施結果（住警器の維持管理事例）

## 登米市消防本部（宮城県）



電気事業者、登米LPガス協議会、電機商業組合、民生委員及び市担当職員が訪問。総勢55名が参加して住警器の維持管理等を指導した。

## 南会津地方広域市町村圏組合消防本部（福島県）



3日間にわたり消防署員1名、地区民生員又は担当町村職員1名、電気工事安全協会1名を1チームとして、高齢者宅等を訪問し住警器の維持管理等を指導した。

## 成田市消防本部（千葉県）



住宅用火災警報器の設置率が高率になっていくにつれ、設置後の電池切れや誤作動等を防止する対策が必要となる為、設置指導に偏ることなく維持管理の重要性について周知した。

## 福井県危機対策・防災課（福井）

**2016 春の火災予防運動**

火災の主な原因（平成27年中 速報値）  
1位「たき火」15件 2位「たばこ」12件  
3位「放火」10件

消防用設備  
この  
点検済証  
消火器

住宅用火災警報器の適切な維持管理をお願いします。

住宅用火災警報器は、大切な「生命」「財産」を守ります。日頃から電池切れ等に注意して定期的に音が鳴るかどうか動作確認をお願いします。また、警報器の設置から10年以上経過している場合は、本体の交換をおすすめします。

一般社団法人 福井県消防協会  
事務局／福井市松本3丁目

新聞広告（福井新聞）

## 消防庁（政府広報） 平成27年11月2日から平成27年11月8日

政府広報 | 消防庁

**住宅火災**  
毎年約千人の方が死亡  
その7割が高齢者

逃げ遅れを防ぐには、  
火災警報器を設置し、  
定期的に点検・交換を！  
燃えにくい防災品の使用や、  
消火器の備えもお忘れなく！

詳しくは▼住宅防火関係  
検索

## 新聞広告

- 読売新聞
- 朝日新聞
- 毎日新聞
- 日本経済新聞
- 産経新聞
- 北海道新聞
- 京都新聞
- 山陽新聞
- 西日本新聞
- 下野新聞
- 上毛新聞
- 千葉日報
- 中国新聞
- 東京・中日新聞

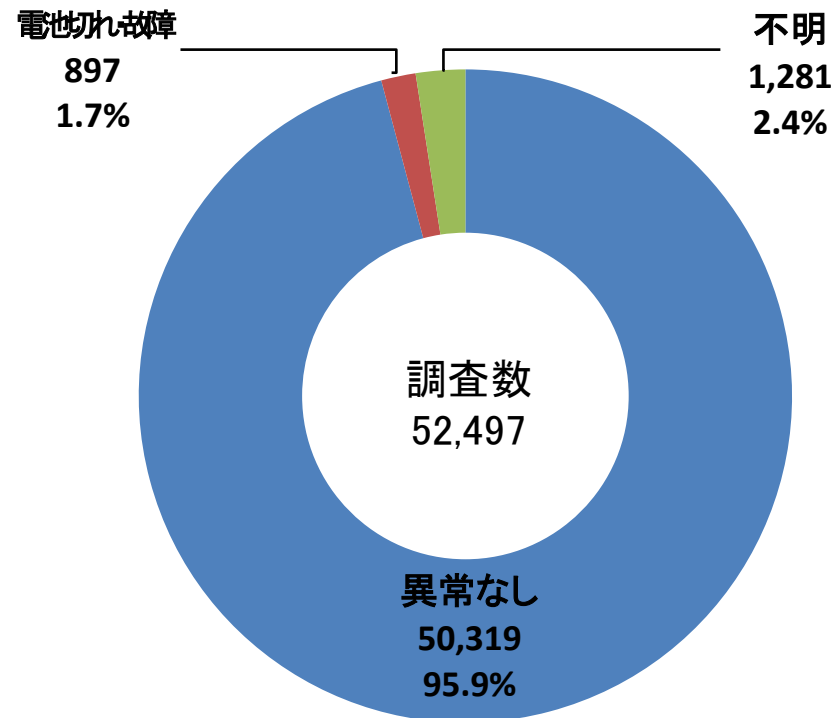
ほか地方57紙

### 3. 参考資料

# 住宅用火災警報器の維持管理状況(平成28年6月1日現在)

今年度の「住宅用火災警報器の設置状況等調査」では、任意の調査項目として、最近半年以内に作動確認を実施した世帯について、その結果を調査した。  
本調査では、335消防本部から5万余りのサンプルについての回答を得た(サンプルには地域間の偏りがあるため参考値)。

## 作動確認の結果(実数)



# 住警器の交換に関する意識調査

機器本体を交換しようと思うタイミング（回答：421件）

住宅用火災警報器は電子部品の劣化により機能が低下します。国（総務省消防庁）では、設置から10年以上経過している場合は、本体を交換することが望ましいとしています。

あなたが機器本体を交換しようと思うタイミングを、次の中からいくつでも選んでください。（複数選択可）

- 故障警報が鳴動したら(204)
- 電池切れ警報が鳴動したら(183)
- 設置後約10年が経過したら(198)
- 定期的の実施している作動確認で、機器の異常が判明したら(211)
- 機器本体を交換することは考えていない(33)
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）(6)



※東京消防庁調べ（平成27年）

# 住警器の交換に関する意識調査

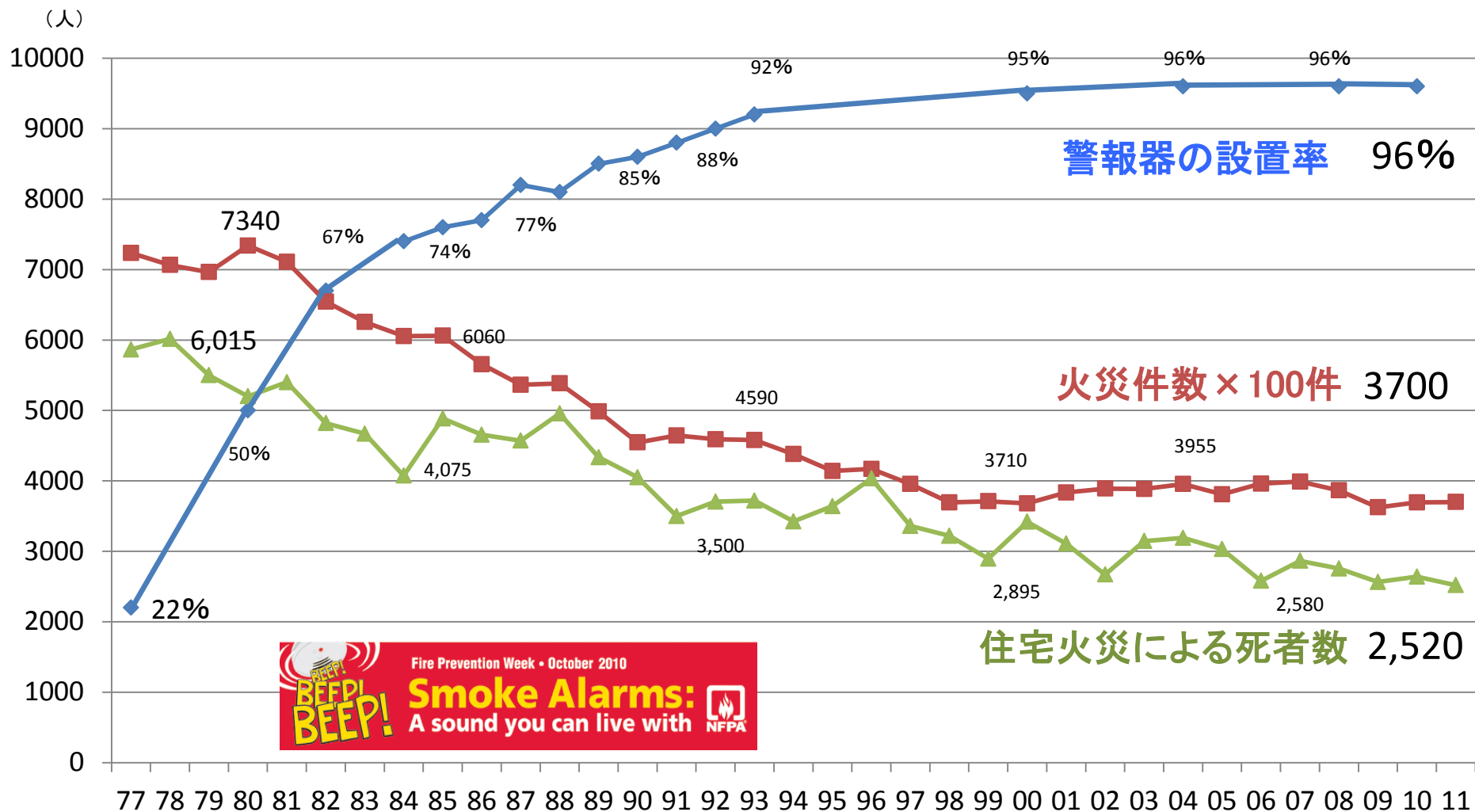
設置したいと思う住警器の機能（回答：421件）

住宅用火災警報器は、シンプルな機能の従来型の他に、様々な機能が付加されているものもあります。あなたが設置したいと思う住宅用火災警報器を、次の中からいくつでも選んでください。（複数選択可）

- 煙式・熱式単独型（従来型）（241）
- 無線連動型（出火場所の警報器に連動し、他の部屋に設置した警報器も鳴動するもの）（187）
- 補助警報器付き（警報音の他に、光や振動などで知らせてくれるもの）（115）
- 複合型（一酸化炭素等のガスも感知できるもの）（194）
- その他（具体的に）（11）

※東京消防庁調べ（平成27年）

# 米国における火災警報器の普及と住宅火災の状況



◎米国では、1970年代後半から住警器の設置が国家的方針となり、州法で義務付け  
 ⇒普及に伴い、住宅火災による死者数は、6,000人程度から2,500人程度に半減。

# 住宅用火災警報器の効果

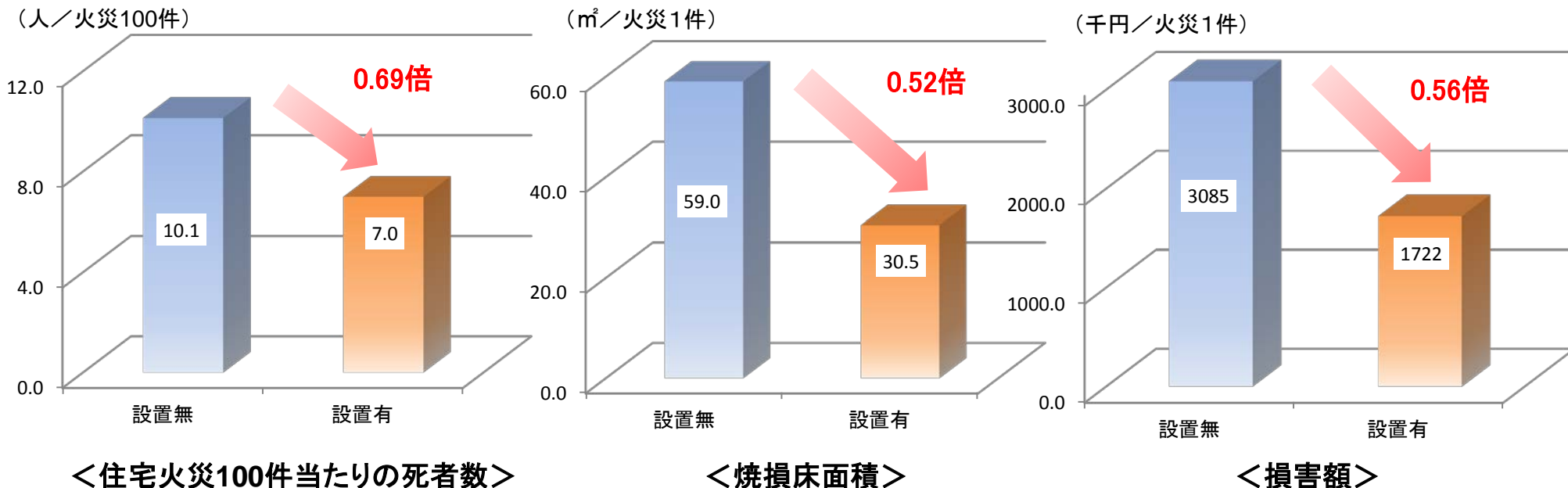
H25年からH27年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

※ ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損床面積、損害額は概ね半減。



住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少。

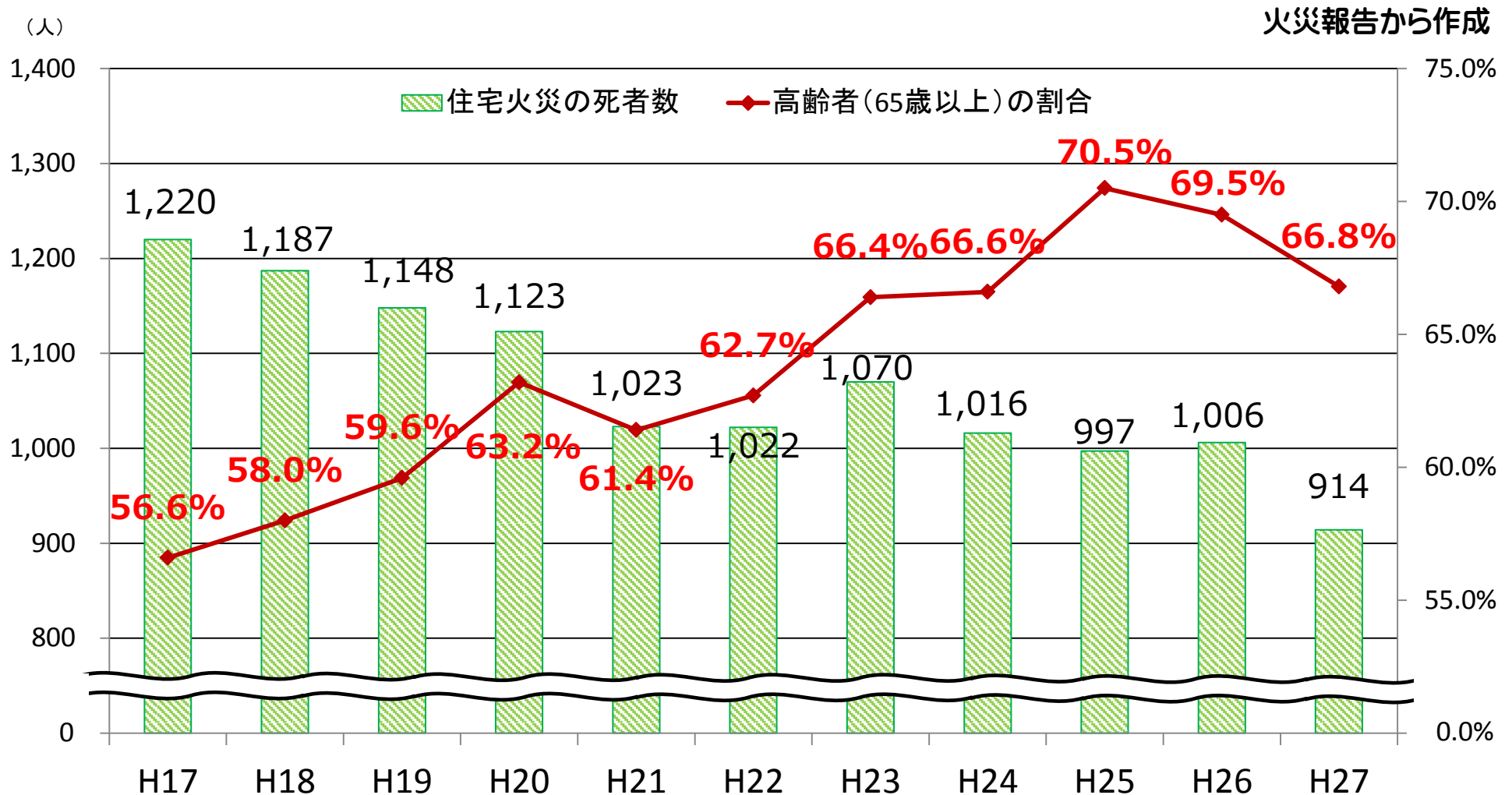


注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。



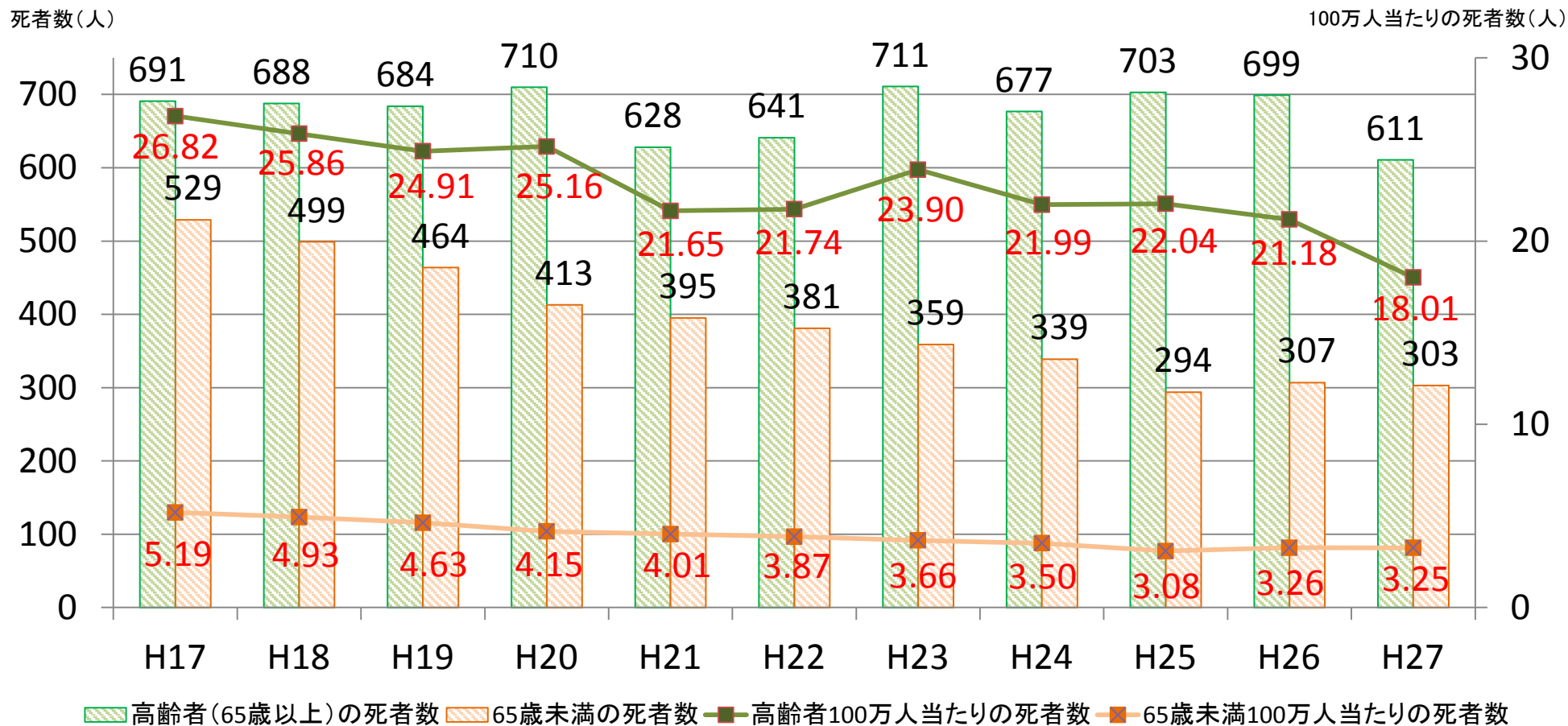
# 住宅火災における死者数の推移 (放火自殺者等を除く。)



◎死者の7割弱が65歳以上の高齢者 ⇒ 高齢化の進展を反映して増加傾向

# 人口100万人当たりの住宅火災の死者数の推移(放火自殺者等を除く。)

火災報告から作成(人口は統計局ホームページから引用)



◎ 高齢者の死者数 691人→611人

◎ 高齢者100万人当たりの死者数

26.82人→18.01人(約33%減)

◎ 高齢者人口

約2,600万人→約3,400万人(約31%増)

◎ 65歳未満の死者数 529人→303人

◎ 65歳未満100万人当たりの死者数

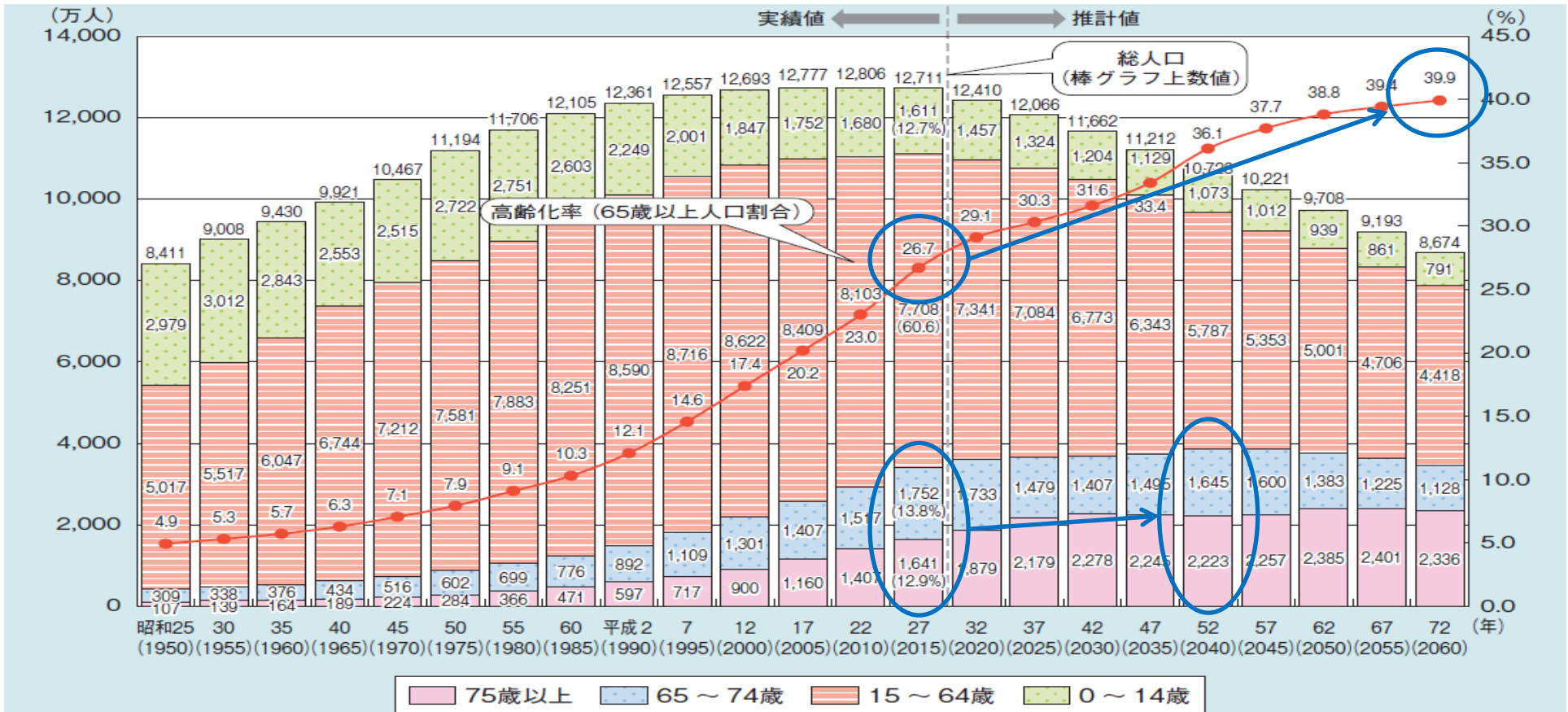
5.19人→3.25人(約37%減)

◎ 65歳未満人口

約10,200万人→約9,300万人(約9%減)

# 日本の人口推移

出典：平成28年版高齢社会白書



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年は総務省「人口推計（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果  
 (注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

- ◎ 総人口は減少局面を迎えたが、65歳以上の高齢者人口(約3,400万人)は今後も増加。
- ◎ 高齢者人口は、平成54年(3,878万人)にピーク。その後は減少に転じるが高齢化率は上昇。
- ◎ 平成72年の高齢化率は40%近い水準に達し、75歳以上人口も総人口の26.9%まで上昇。

# 住宅性能表示制度における連動型住警器の位置付け

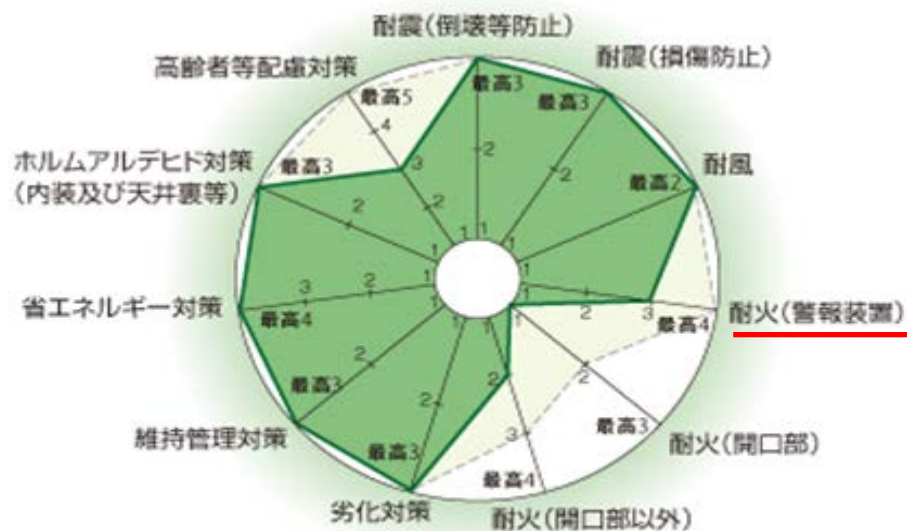
○住宅性能表示制度では、連動型住警器をすべての台所及び居室に設置し、かつ、それらを連動させた場合は、等級4を取得することが可能。

○新築・一戸建のうち約3割が等級4を取得（平成26年度）。

○感知警報装置設置等級（自住戸火災時）

（事例：ミサワホーム）

等級4	すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている。【連動型】
等級3	すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
等級2	すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
等級1	すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。【消防法レベル】



ミサワホームは性能表示基準を高いレベルで実現できます。

— は、ミサワホームHYBRID ADEAR E-Style「JE-38-2SE-1」の住宅性能評価(例)  
 ---- は、ミサワホームの対応可能等級

※平成26年度の建設住宅性能評価(新築・一戸建)では、等級4(22,132戸)が3割を占めている。

（事例：旭化成ホームズ）

ヘーベルハウス(一戸建)の場合、等級4及び等級2は標準対応、等級3及び等級1は要望やプラン・仕様に応じて対応。

# 住宅火災警報器の維持管理カード(鹿児島市消防局)

## 交換の目安は・・・ 廃棄要領は・・・

### 警報器本体の交換の目安

警報器本体はおおむね10年で劣化します。設置後10年が経過したら、新しい警報器への交換をお勧めします。

### 電池切れの場合

電池切れの場合は、音声や警報音が一定の間隔で鳴りますが、メーカーや機種によって異なりますので取扱説明書をご確認ください。電池交換に対応していないメーカーや機種もありますので、販売店または製造元にお問い合わせください。

### 廃棄要領について

住宅用火災警報器本体は「燃やせないごみ」として廃棄することができます。ただし、**内蔵されている電池は必ず外してください**。外した電池につきましては市では回収できませんので販売店や電気店にご相談ください。

### 住宅用火災警報器に関するご質問は

一般社団法人 日本火災報知機工業会

「住宅用火災警報器相談室」 フリーダイヤル 0120-565-911

鹿児島市消防局(代表) 099-222-0119

鹿児島市消防局予防課 099-222-0970

鹿児島市中央消防署 099-285-0119

鹿児島市西消防署 099-254-0119

鹿児島市南消防署 099-269-0119



## 住宅用火災警報器 維持管理カード(保存用)



警報が鳴ったら・・・

日ごろのお手入れは・・・

交換の目安は・・・  
廃棄要領は・・・

住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。  
日ごろからお手入れや点検をしましょう！  
(詳しくは中をご覧ください。)

鹿児島市消防局

本体交換予定 年 月

## 警報が鳴ったら・・・

### 火災のとき

- ・大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
- ・可能なら消火を行ってください。
- ・消火が難しそうな場合は、速やかに避難してください。



### 火災ではないとき

- ・火災以外の煙や虫の混入などで警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押しましょう。
- ・紐がついているタイプのものは紐を引きましょう。
- ・室内に煙が充滿している場合は、換気をする  
警報音は止まり、通常の状態に戻ります。



### 煙霧式の殺虫剤を使用する際は・・・

- ・警報器を取り外すか、煙が入らないようにビニール袋で覆ってください。
- ・殺虫剤使用後は必ず警報器を元の状態に戻してください。
- ・ご使用の際は、お近くの消防署又は消防分遣隊にご連絡ください。

## 日ごろのお手入れは・・・

正常に作動するか、定期的に作動点検をしましょう。

### 作動点検をしましょう

作動点検は、ボタンを押したり、ひもが付いているタイプの場合は、ひもを引いて行えます。点検方法は、メーカーによって異なることもありますので、詳しくは取扱説明書をご覧ください。



### お手入れをしましょう

警報器にほこりが付くと火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布でふき取りましょう。

### 音が鳴らない

次のことを確認しましょう。

- ・電池はきちんとセットされていますか？
  - ・電池切れではありませんか？
- それでも鳴らない場合は故障の可能性があります。  
取扱説明書をご覧ください。

住宅用火災警報器の設置世帯に維持管理カードを配付。